

児童の身元保証に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十七号

児童の身元保証に関する条例の一部を改正する条例

児童の身元保証に関する条例（昭和三十一年広島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二十才未満のもの」の下に「、同条第二項に規定する配偶者のない男子の子で二十才未満のもの」を加える。

附 則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。